

国立大学法人東京医科歯科大学理事任免規則

〔平成16年4月1日〕
規則第5号

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学理事（以下「理事」という。）の選任及び解任に関し必要な事項を定める。

（選任の時期）

第2条 学長は、次の各号の一に該当する場合に理事の選考を行う。

- (1) 理事の任期が満了したとき。
- (2) 理事が辞任を申し出たとき。
- (3) 理事が欠員となったとき。

（欠格条項）

第3条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、理事となることができない。ただし、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第16条第2項に定める政令で定める者は、非常勤の理事となることができる。

（選任の基準）

第4条 理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考する。

2 理事のうち、現に国立大学法人東京医科歯科大学の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

（選任の方法）

第5条 理事の選任は、学長が行う。なお、学長は、経営協議会及び教育研究評議会に選任理由等を報告することとする。

（任期）

第6条 理事の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 理事の任期の末日は、当該理事を任命する学長の任期の末日以前とする。
- 3 理事に欠員が生じた場合の補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

（解任事由）

第7条 学長は、次の各号の一に該当する場合に理事を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 職務の執行が適当でないため大学の業務の実績が悪化した場合であって、その理事に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき。

(解任の方法)

第8条 理事の解任は、学長が行う。なお、学長は経営協議会及び教育研究評議会に解任理由等を報告することとする。

2 経営協議会又は教育研究評議会は、理事が不適任と認めた場合は、理由を付してその解任を学長に請求することができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年4月1日に選任する理事は、学長が選考し、東京医科歯科大学評議会に選任理由等を報告するものとし、任期は平成17年7月31日までとする。

附 則 (平成29年2月3日規則第19号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。